

滋賀県子ども基本条例について

制定までのプロセス

令和4年12月に滋賀県子ども若者審議会へ諮問し、新たに設置した条例検討部会において8回にわたり議論を行いました。条例検討部会には高校生や大学生が委員として参画したほか、県内の1万人を超える子どもから回答いただいた「子どもWEBアンケート」の結果も踏まえ、令和6年6月に子どもの権利を守ることを中心に据えた答申を取りまとめました。

これを受けて、子どもの権利が守られ、全ての子どもが心身ともに健やかに安心して成長することができる社会の実現に寄与することを目的とした本条例が令和7年3月に制定されました。

子どもの権利とは？

子どもは生まれながらに権利をもっていて、それは、何かをしたらもらえるものではなく、また、何かをしないとなくなるものでもありません。子どもを権利の主体として捉え、子どもの権利を世界中で守るためのルールが、『子どもの権利条約』です。

この条約では、生きる権利や成長する権利、暴力から守られる権利、遊ぶ権利、参加する権利など様々な権利が定められており、基本的な考え方は次の4つで表されます。

差別のないこと

すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。

子どもにとって最もよいこと

子どもに関することが決められ、行われる時は、「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。

命が守られ成長できること

すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。

意見を表明し参加できること

子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、大人はその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。

「子ども」とは？

この条例では、心と身体の成長の途中にある人を「子ども」としています。

18歳や20歳といった年齢で必要なサポートがなくならないよう、それぞれの状況に応じて幸せに暮らしていけるように支えます。

■ 滋賀県子ども基本条例の概要

1. 目的

- ・子どもの権利が守られ、全ての子どもが心身ともに健やかに安心して成長することができる社会の実現に寄与することを目的とすることとします。

2. 基本理念

子どもの権利が守られる社会づくりは、以下の考え方を大切にして推進します。

- ① 子どもは個人として尊重され、差別を受けない権利をもっています。
- ② 子どもは大切に育てられる権利をもっています。
- ③ 子どもは自由に意見を表明することができる権利をもっています。
- ④ 子どもは自身の意見が尊重され、最も幸せなこと（最善の利益）は何かを一番に考えられます。
- ⑤ 子どもは主体的に社会の形成に参画することができます。
- ⑥ 子どもへの支援は、年齢や一人ひとりの状況に応じて切れ目なく行います。
- ⑦ 社会全体で連携・協力します。



3. 関係者の責務

- ・滋賀県は、子どもの権利を守ることを旨として子ども施策を総合的に策定・実施するほか、関係者と役割分担し、相互に連携・協力しながら子どもへの支援を行います。
- ・保護者は、子どもが心身ともに健やかに安心して成長することができるよう育みます。
- ・学校等は、子ども一人ひとりが抱える悩みに向き合い、子どもの成長につながるように支援します。また、子どもが意見を表明できる環境や、子どもが安心して楽しく過ごすことができる魅力ある環境づくりをします。
- ・事業者は、保護者をはじめとするその雇用する労働者の仕事と家庭生活のバランスがとれる環境をつくります。
- ・県民は、子どもの権利に対する関心と理解を深め、それぞれの立場で子どもの権利が守られる社会づくりの取組をします。



4. 子どもの意見の尊重

- ・子どもの意見を聴き、その意見を尊重することを社会全体で推進します。
- ・子どもから意見を聴くとき、次の9つのことに留意します。
 - ① 子どもにとって十分でわかりやすい情報を伝えること。
 - ② 意見の表明を強要されないこと。
 - ③ 表明された子どもの意見が尊重されること。
 - ④ なぜ自分に意見が聞かれているのかわかるように説明すること。
 - ⑤ 子どもが意見を表明しやすい環境をつくること。
 - ⑥ すべての子どもに平等に意見を聴くこと。
 - ⑦ 子どもの意見の表明を効果的に促進するための準備等を行うこと。
 - ⑧ 誰が言った意見かわからないようにするなど子どもの安全を考えること。
 - ⑨ 子どもの意見に対して適切に応答すること。
- ・子どもの意思をくみ取り、子どもの意見を必要に応じて代弁するよう努めます。
- ・滋賀県は、子ども施策の策定・実施・評価に当たっては、子どもの意見を反映させるための取組を行います。



5. 子どもの社会的活動への参画促進

- ・滋賀県は、子どもの社会的活動への参画が学校や地域等で促進されるよう、必要な取組を行います。



6. 子どもの権利の救済

- ・子どもを権利侵害から守る個別救済などを行う『滋賀県子どもの権利委員会』を知事の附属機関として設置します。(令和7年10月1日設置)
- ・滋賀県子どもの権利委員会は、当事者と関係する機関や個人との間に入り、解決に向けた調査または調整を行い、必要に応じて、知事に対し必要な措置を講ずることや、関係者に対し必要な意見を述べるよう求めます。



7. 県民の関心・理解の増進、社会的気運の醸成

- ・滋賀県は、社会全体で子どもの権利が守られる取組が行われるように、この条例や子どもの権利条約の内容などについて、県民のみなさんに広く伝えていきます。

8. 基本計画の策定

- ・滋賀県は、子ども施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画を策定します。
- ・基本計画には、子ども施策の基本的な考え方や具体的な施策、目標等を定め、策定に当たっては、子どもをはじめとする県民その他の関係者の意見を反映します。

9. その他

- ・この条例は、令和7年4月1日に施行します。
- ・「6. 子どもの権利の救済」の取組は、令和7年10月1日に施行します。